

子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種について

令和 7 年 3 月 31 日までに HPV ワクチンを 1 回以上接種した方は
令和 7 年 4 月以降も残りの接種を公費で受けられます。

令和 6 年夏以降の大幅な需要増加により、HPV ワクチンの接種を希望しても受けられなかった方のために、令和 7 年 3 月末までに接種を開始した方は、全 3 回の接種を公費で完了できるようになりました。

ワクチンの接種は、有効性と接種による副作用が起こるリスクを十分に理解した上で
受けるようにしてください。詳しくは橿原市及び厚生労働省のホームページをご確認ください。



キャッチアップ接種対象者

厚労省 子宮頸がんワクチン 検索

橿原市に住民票がある方で、平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ的女性で
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に 1 回以上接種した方
(接種期間:令和8年3月31日まで)

※接種期間を過ぎると全額自己負担になります。

※キャッチアップ接種期間までに子宮頸がん予防ワクチンを 3 回目まで任意接種された方は対象外となります。

接種回数とスケジュール

3回 <どのワクチンも、標準として6か月間に3回接種しますが、2回目接種の時期が異なります>

※シルガード(9価ワクチン)は、1回目接種を 15 歳になる前日までにうけ、少なくとも 5 か月(通常 6 か月)以上の接種間隔をあけることで、
計 2 回の接種でも可能です。(医療機関にご相談ください)

サーバリックス(2価ワクチン)

1回目の1か月後に2回目を接種、1回目の6か月後に3回目を接種

当該方法をとることができない場合・・・2回目は、1回目から1か月以上の間隔をおいて接種。

3回目は、1回目から5か月以上、かつ2回目から2か月半以上の
間隔をおいて接種。

ガーダシル(4価ワクチン)・シルガード(9価ワクチン)

1回目の2か月後に2回目を接種、1回目の6か月後に3回目を接種

当該方法をとることができない場合・・・2回目は、1回目から1か月以上の間隔をおいて接種

3回目は、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて接種

【注意】全3回とも同じワクチンを接種することが推奨されています。詳しくは医療機関へご相談ください。

必ず同じワクチン同士の接種間隔は守るようにしてください。



接種時に必要なもの

予診票・母子健康手帳又は予防接種の記録がわかるもの

場 所

橿原市 子宮頸がん予防(HPV)ワクチンについて 検索

委託医療機関(橿原市ホームページからご確認ください)

※奈良医大病院や市外委託医療機関で接種する場合は、事前に手続きが必要です。詳しくは橿原市ホームページへ。

持ち物: 母子健康手帳と予診票

手続き場所: 健康増進課(保健センター北館4階)

接種日までに余裕をもってお越しください。

※ミグランス(分庁舎)では手続きできません。



橿原市 乳幼児、児童生徒予防接種関連手続き 検索

◇橿原市に住民票のない方や、転出日当日の接種はできません。

◇接種受付時間は医療機関により異なります。

必ず事前に電話で予約をし、医療機関へは余裕をもって行くようにしてください。

◇16 歳以上の方は本人の同意のみで接種可能です。予診票下部の保護者の記入欄は本人でご記入ください。

接種前に必ずお読みください

次の方は、接種を受けられません

1. 明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
3. ワクチンの成分（詳しくは医師にお尋ねください）によって、過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）を起こしたことがある方
4. その他、医師が予防接種を受けるのが不相当と判断した方

次の方は、接種前に医師にご相談ください

1. 血しょう板が少ない方や出血しやすい方
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患や発育障害などでの基礎疾患がある方
3. 過去の予防接種で接種後2日以内に発熱やアレルギーと思われる異常（発疹、じんましん等）がみられた方
4. 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
5. 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
6. 妊婦あるいは妊娠している可能性のある方（3回の接種期間中を含む）
7. 現在、授乳中の方

接種前後の注意

1. 失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる、背もたれのあるソファに座るなどしてお子さんの様子をみてください。この間に、副反応が起こることがありますので、医療機関で待機し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
2. 接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
3. 接種後1週間は体調に注意しましょう。気になる症状があるときは医師にご相談ください。
4. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありません。
5. 接種後丸1日は激しい運動は控えましょう。

ワクチンを接種した後も…

ワクチンでは予防できない型のHPVによる病変を早期発見し早期治療するために、子宮頸がん検診の受診が必要です。20歳を過ぎたら、子宮頸がん検診を2年に1度受診しましょう！！

<お問い合わせ>

橿原市畝傍町 9-1 保健センター北館 4 階
橿原市 健康増進課 TEL:0744-22-8331
FAX:0744-24-9124

1. 子宮頸がんとHPV(ヒトパピローマウイルス)について

子宮頸がんは、女性の子宮入り口部分に（子宮頸部）にできる「がん」で、日本では年間約 11,000 人が発症し、年間約 2,900 人が亡くなっている疾患です。子宮頸がんは、発がん性の HPV（ヒトパピローマウイルス）というウイルスの持続的な感染が原因となって発症します。主に性行為が感染経路となります。HPV に感染してもほとんどの場合、ウイルスは自然に排除されますが、排除されずに長期間感染が続く場合があり、ごく一部の女性が生ずる子宮頸がんを発症します。100 種類以上の遺伝子型がある HPV の中で、特に発がん性の高いタイプ（16 型、18 型）の感染が問題になります。HPV に感染する可能性が低い 10 代前半に HPV ワクチンを接種することが大切です。

2. ワクチンについて

現在、国内で接種できる予防ワクチンは、3 種類あります。ワクチン接種することで免疫を作ることができ、HPV の感染を防ぐことができます。子宮頸がん全体の 50～70%の原因とされる 2 種類（16 型・18 型）の HPV に予防効果があります。シルガードは、2 種類（16 型・18 型）に加え、ほかの 5 種類の HPV の感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の 80～90%を防ぎます。HPV ワクチンを接種しても、ワクチンで予防できる型以外の発がん性 HPV の感染は予防できません。

海外や日本で行われた疫学調査では、HPV ワクチンを導入することにより、子宮頸がんの前がん病変を予防する効果が示されています。接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることもわかっています。HPV に既に感染した方には、有効性が低いことから、初回性交渉前に接種することが推奨されています。それぞれのワクチンについては接種医療機関でご確認ください。

※ 3 回の接種途中で妊娠した場合は、接種を見合わせ、その後の接種については医師にご相談ください。

3. HPV ワクチンのリスク（厚労省ホームページより一部引用）

HPV ワクチン接種後には、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあります。
まれですが、重い症状（重いアレルギー症状、神経系の症状）※1 が起こることがあります。

発生頻度	2 価ワクチン(サーバリックス)	4 価ワクチン(ガーダシル)	9 価ワクチン(シルガード9)
50%以上	疼痛※、発赤※、腫脹※、疲労	疼痛※	疼痛※
10～50%未満	掻痒(かゆみ)、腹痛、筋痛、関節痛、頭痛など	紅斑※、腫脹※	腫脹※、紅斑※、頭痛
1～10%未満	じんましん、めまい、発熱など	頭痛、そう痒感※、発熱	浮動性めまい、悪心、下痢、そう痒感※、発熱、疲労、内出血※など
1%未満	知覚異常※、感覚鈍麻、全身の脱力	下痢、腹痛、四肢痛、筋骨格硬直、硬結※、出血※、不快感※、倦怠感など	嘔吐、腹痛、筋肉痛、関節痛、出血※、血種※、倦怠感、硬結※など
頻度不明	四肢痛、失神、リンパ節症など	失神、嘔吐、関節痛、筋肉痛、疲労など	感覚鈍麻、失神、四肢痛など

サーバリックス添付文書(第 1 版)、ガーダシル添付文書(第 3 版)、シルガード 9 添付文書(第 1 版)より改編 ※接種した部位の症状

因果関係があるかどうかわからないものや、接種後短期間で回復した症状をふくめて、HPV ワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種 1 万人あたり、サーバリックスまたはガーダシルでは約 9 人、シルガード 9 では約 3 人です。このうち、報告した医師や企業が重篤※2 と判断した人は、接種 1 万人あたり、サーバリックスまたはガーダシルでは約 5 人、シルガード 9 では約 2 人です。

- ※1 重いアレルギー症状：呼吸困難やじんましん等(アナフィラキシー)、神経系の症状：手足の力が入りにくい(ギラン・バレー症候群)、頭痛・嘔吐・意識低下(急性散在性脳脊髄炎(ADEM))等
- ※2 重篤な症状には、入院相当以上の症状などがふくまれています。報告した医師や企業の判断によるため、必ずしも重篤でないものも重篤として報告されることがあります。

◎予防接種による健康被害制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副作用により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。